

測量成果等の円滑な提供・流通に関する調査研究業務

実施期間	平成 20 年度		
企画部地理空間情報企画室	南雲 吉久	柴田 光博	
	佐藤 剛	門脇 利広	
	神長 峰雄	大木 章一	

1. はじめに

地理空間情報には有用な情報が多数含まれているが、現状では、個人情報を含んでいるケースや著作権等の知的財産権の対象になっているケースについて、その取扱いが明確でないことから、国や地方公共団体による提供について、過度に躊躇することが地理空間情報の提供・流通の妨げになっている。「地理空間情報活用推進基本計画」においても、個人情報保護や二次利用の観点等も踏まえた情報提供のルールを確立することが必要であるとされている。

2. 研究内容

本調査研究業務では、地理空間情報のうち特に測量成果等の円滑な整備・更新・提供・流通の際に個人情報の保護や知的財産権に関して配慮すべき事項等について、測量法の規定の趣旨を踏まえ、今後の地理空間情報の活用推進を図るための基礎となる調査検討を、専門知識を持った先生等を委員とした調査検討会において実施した。

1) 測量成果等における個人情報の保護に関する調査・検討

- ・関係する法令及び判例、既存の調査研究の整理及び地理空間情報活用推進会議における検討内容の把握
- ・測量法における測量成果の個人情報の保護に関する調査・検討
- ・対象となる地理空間情報の整理及びそれらにおける地図情報の内容の調査
- ・地図情報に対する個人情報保護の観点からの措置の判断基準（案）の検討
- ・個人情報を含みかつ法令等により開示・閲覧が認められている地理空間情報の提供のあり方の検討
- ・地図情報の提供に当たり、個人情報の保護のためにとるべき具体的な加工措置や提供制限の検討
- ・個人情報を保護するための、地図情報の適切な管理方法

2) 測量成果等における知的財産権に関する調査・検討

- ・関係する法令及び判例、既存の調査研究の整理及び知的財産戦略本部の動向の把握
- ・測量法における測量成果の複製・使用に対する手続規定の趣旨・目的と、地図情報の保護・利用に対する著作権法等の知的財産権関係の法令上の規定に関する調査・検討
- ・業務機関との契約関係等における、知的財産権等に関する標準的な契約等の調査・検討
- ・地図情報を外部提供する際の使用許諾と目的外使用に対する制限に関する調査・検討
- ・地図情報の使用に関する利用約款などの知的財産権等に関する取扱方法の調査・検討

3. 得られた成果

今回、地理空間情報の活用推進に関するガイドラインに盛り込む事項について、地図・空中写真等の観点から以下のとおりまとめた。

なお、ガイドラインには更に具体的な事例を記載する等、わかりやすいものとする。

1) 個人情報の取扱いに関するガイドラインに盛り込むべき事項－地図・空中写真等－

①概論

「目的及び適用範囲」、「位置づけ」、「性格」

②整備・運用

「地図情報等の適切な管理方法」

③提供・流通

「地図情報等に対する措置の判断基準（案）」、「法令等により閲覧等が認められている地図情報等の提供」、「地図情報等の提供のためにとるべき具体的な加工措置」

④その他

「開示、訂正及び利用停止」、「ガイドラインの見直し」、「Q & A」

2) データの二次利用に関するガイドラインに盛り込むべき事項－地図・空中写真等－

①概論

「目的及び適用範囲」、「位置づけ」、「性格」

②整備

「地図情報等の著作物性等」、「受注者・販売者との契約関係における知的財産権等に関する標準的な契約等」

③提供・流通

「地図情報等を外部提供する際の方法、利用約款における知的財産権等に関する取扱い」

④その他

「ガイドラインの見直し」、「Q & A」

4. 結論

上記の結果を踏まえて、政府の地理空間情報の活用推進に関するガイドライン素案に盛り込む事項について、「地理空間情報活用推進会議」の下に設置されている「個人情報保護・知的財産に関する検討チーム」等へ提案等を行うものである。

また、今回の調査研究業務内容だけでは、ガイドラインの策定の材料としてはまだ十分ではないため、今後更に内容を充実させた調査研究が必要である。

参考文献

宇賀克也（2004）：個人情報保護法の逐条解説，有斐閣。

（社）日本測量協会（2003）：国土交通省公共測量作業規程解説と運用。

測量法研究会編著（2005）：（逐条解説）測量法，大成出版社。

地理空間情報活用推進会議（2008）：地理空間情報の活用推進に関する行動計画（G空間行動プラン）及び施策別概要集。